

第44回世界遺産委員会拡大会合における 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の審議結果について

1. 審議結果の概要

- 7月16日（金）よりオンラインで開催されている第44回世界遺産委員会拡大会合において、我が国から世界遺産に推薦していた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の審議が行われ、
　　パリ時間 7月26日（月）11：42
　　（日本時間 7月26日（月）18：42）
に、本資産を世界遺産一覧表へ記載することが決定した。
- 審議の結果、採択された決議の概要は以下のとおり。

2. 決議の概要

（1）記載の可否と記載基準への適合

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、以下の自然遺産の記載基準に合致するものとして世界遺産一覧表に記載する。

記載基準	評価の内容
× 生物多様性	<u>本資産は、資産が位置する列島の中部および南部の独特で豊かな生物多様性の生息域内保全において、極めて重要な自然の生息地を包含している。</u>

（2）我が国への要請事項

- 以下について対応を要請する。
 - a) 特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。
 - b) 絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理措置の有効性を緊急に見直し、必要な場合は強化すること（アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナを含むがこれらに限定しない）
 - c) 可能な場所では、強固な人工的インフラから、水流回復、植生回復、多様な生息地の形成をもたらすような、自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するために、包括的な河川再生戦略を策定すること。
 - d) 緩衝地帯での森林伐採について、個々の伐採区域の数と総面積の両方において、現在のレベルに制限する、または、現在のレベルから減少させ、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内に限定すること。
- 当該国に対し、IUCNによるレビューのために、これらの措置の進捗状況と結果を2022年12月1日までに世界遺産センターに報告することをさらに要請する。